

## 令和6年9月定例会

令和6年9月9日（月曜日）

### ◎ 出欠席議員氏名

丹野貞子 議長                      吉田芳美 副議長

#### 出席議員（14名）

1番 安達智勇 議員	2番 漆山光春 議員	3番 安孫子真弥 議員
4番 東海林信弘 議員	5番 石垣光洋 議員	6番 増川憲一 議員
7番 木村章一 議員	8番 佐藤修二 議員	9番 鈴木英友 議員
10番 林智 議員	11番 奥山英幸 議員	12番 吉田芳美 議員
13番 丹野貞子 議員	14番 細矢誓子 議員	

#### 欠席議員（0名）

### ◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

田川美和子 事務局 長	鈴木淳子 主 幹
須藤隆一 議事係 長	岡崎美穂 主 査

### ◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長	河内耕治 副 町 長
板坂憲助 教 育 長	清野一晴 監 査 委 員
須藤俊一 防災・危機管理監兼 総務課 長	真木秀章 防災危機管理課長
日塔俊浩 空き家対策主幹	牧野隆博 政策推進監兼 企画財政課長
日下部敦子 暮らし応援課長	今田史明 生活環境企画主幹
今部憲治 税務町民課長	矢作 勲 健康福祉課長
池田恵子 こどもみらい課長	佐藤晃一 農林振興課長併 農業委員会事務局長
軽部広文 商工観光課長	土方一郎 都市整備課長
大泉正博 上下水道課長	軽部昭博 会計管理者兼 会計課長
宇野 勝 学校教育課長	秋場弘昭 生涯学習課長

## ◎ 議 事 日 程

令和6年9月9日（月） 午前9時開議

### 議事日程第3号

日程第1 一般質問

日程第2 議案の審議、採決

議第49号 令和5年度河北町一般会計歳入歳出決算認定について

議第50号 令和5年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第51号 令和5年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議第52号 令和5年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第53号 令和5年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第54号 令和5年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第55号 令和5年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議第56号 令和5年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について

日程第3 決算審査特別委員会の設置構成及び決算議案の特別委員会付託

休 会

## ◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

## ◎ 開 議

午前9時

○丹野貞子議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員はありません。

ただいまの出席議員数は14名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○丹野貞子議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、答弁を含めて60分です。終了5分前に振鈴で知らせ、60分で打ち切ります。

本日は7番木村章一議員、10番林智議員、5番石垣光洋議員であります。

それでは、7番木村章一議員の一般質問を続けます。

なお、木村章一議員の一般質問の残り時間は17分となりますので、ご確認ください。

それでは、答弁から。

「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 おはようございます。

それでは、私から行政手続法と町のパブリックコメントの手続に関する要綱について説明させていただきたいと思います。

国が定めている行政手続法でありますけれども、この法律は、処分とか行政指導等の全般を対象とする一般法になっておりますけれども、その中の第3条に適用除外の項

目が記載されているところであります。その第3条の第3項に地方公共団体の機関がする処分、行政指導、命令などについては適用しないという適用除外の規定がされているところであります。そのため地方公共団体には、この行政手続法は適用になりませんが、その中の行政手続法の第46条に、地方公共団体は、行政手続法の趣旨を鑑みて「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」という努力義務の規定がございます。

それに基づきまして地方自治体では、パブリックコメントの手続に関する要綱であったり規定などを定めているところであります。国の規定が及びませんので、パブリックコメントをするかしないかも含めて、その内容や機関なども地方自治体で独自に定めてよいと解釈するものであります。

以上であります。

**○丹野貞子議長** 「宇野学校教育課長」

**○宇野勝学校教育課長** おはようございます。

ホームページの中に、河北町立小学校の整備に向けた基本方針（素案）がまだ残っているということでございます。今回のパブリックコメントにつきましては、ホームページからですと、募集、採用、情報のところからパブリックコメントのところにクリックしますと行くわけでありまして。

今回、この中に案をお示したところでありまして、その前提として素案に対するアンケート結果、これも載せてございます。したがって、その素案についてもまだ見られるようにしているという趣旨でございます。

**○丹野貞子議長** 「7番木村章一議員」

**○7番（木村章一議員）** 2日間、時間をいただきましたので、残り時間も短いので、少し整理して申し述べたいと思います。

河北町では、要綱に基づいてパブリックコメントを実施しておりまして、今、説明がありまして、自治体は除外されると。ただ、その中で、要綱などで実施すると。河北町の実際のやり方は、ほかの自治体ではこういうふうに取り組んでいないところもあつたり、条例で取り組んだり要綱で取り組んだりいろいろあつて取り組んでいないところもあるという点で、河北町が取り組んでいるのは一歩進んではおりますが、ただ、内容的には、十分にその意見をしっかり聞き取るという内容になっていないと思えます。

特に今回のパブリックコメントで問題なのは、閲覧場所なども一つに指定されている。各センターとか役場とかのほかにも河北町ホームページとなっていて、今、担当課長から説明があつたように、そのホームページ行くと基本計画案も見られますが、素案も見られるという点では、閲覧するものの中に素案があると、出てくるということ自体がこのパブリックコメントは問題があつて無効であろうと私は思います。

さて、46年前に河北中へ4校を1校に大規模統合したことについて貴重な話がありました。統合した河北中を建設した町長、菊地匡元河北町長が、35年ほど前に、あらゆる河北町の状況を見て統合河北中を建てたことは失敗だったとしみじみ語っているのを直接お聞きしたという証言を私が聞き取っております。元町長が自分自身の実績について失敗だったと町民に話したということは、大きな反省を後世に伝えたかったのかもしれない。私が代わってここにおられる町長や教育長、議場におられる皆さんにお伝え申し上げます。同じ失敗、大きな統合ということを、大きな失敗を繰り返してはならない。

学校の大規模統合は、子供たちに重いリスクを負わせる可能性があることを指摘します。中1ギャップは、教師の方々や教育委員会のリードもあって、河北町内には中1ギャップはないようであります。中1ギャップの解消を施設一体型小中一貫校づくりの主な動機にすることは、的外れであります。

こども基本法に関わる先日の答弁で、子供たちは今の学校に愛着を持っているので、子供たちに学校統合や小中一貫校について聞くことは難しいとの趣旨の答弁がありました。とんでもありません。教育委員会が進めたい方向と異なる意見は聞かないようにするというやり方は、間違っております。1校の統合のアンケートでは11%という意見も、結果としては無視しようとして進めた方があります。同じ間違ったやり方です。小中学校の在り方にこそ、こども基本法を守って子供施策に対する子供らの意見の反映をさせるために、子供たち自身の意見を聞いてから基本計画を決めるべきであります。子供たちの意見を聞かなければ、教育委員会は、こども基本法に関して法律違反をすることになるのではないのでしょうか。財政や財源についての答弁がありましたように、中学校は、新築でも大改修でも同じような町財政の負担になります。小学校を1校でも複数校でも統合して新設すると、建設費のやや半額は補助金があります。しかし、建設費の半額以上は、町の新たな財政負担になります。地方交付税については、1校に統合すると1校当たり約1,200万円の5校分、約6,000万円が毎年減額されてしまいます。これが学校統合を強く進める財務省の狙いの一つであります。使える学校施設を大改修して学校として活用することが財政的には一番有利であ

ります。

小規模校は、子供たちにとって悪い教育環境ではありません。少し極端な事例ですが、大江町の柳川温泉などがある地域の小学校は、全学年を集めても7人という時期がありました。その時期の子供たちはどのように育ったかという、1人は新潟日報という新聞社の記者になり、1人はセミゼネコンに入り経験を積んでから鶴岡市の職員になり、1人はJR東日本で憧れの新幹線整備に携わり指導的な立場になっています。小学校では、クラス替えや大人数による切磋琢磨の環境がなくても、子供たちは能力を伸ばして伸び伸びと育つことができるのです。

地域振興と学校の統廃合の観点で見ると、その後、柳川地区の小学校が休校となつてから、その地域には子育て世代が住まなくなっています。小学校がなくなったことが地域の振興にとって大きなマイナスになっております。学校統合で学校がなくなることは、地域振興に大きなマイナスの影響があります。

以上のことから、小学校の1校統合や施設一体型小中一貫校の計画は、第1に子供たちのための教育の観点からも、第2に財政運営の点でも、第3に河北町と地域の振興という観点からも基本計画案は問題があり、見直すべきであります。

そして、それとは別に、今実施中のパブリックコメントは、無効であると思います。

以上のことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

**○丹野貞子議長** 以上で7番木村章一議員の一般質問を終わります。

このまま暫時休憩とします。

休 憩 午前9時12分

再 開 午前9時13分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

次に、10番林智議員の一般質問を行います。

「10番林智議員」

○10番（林智議員） おはようございます。

それでは、令和6年度9月一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、質問事項1としまして、専門化・複雑化する業務に対応するための人材戦略について伺います。

近年、業務内容が複雑化・専門化する中、職員の方々には、様々な研修をされながら業務に当たっていただいております。また、これまでの経験を生かし活躍していただくべく社会人経験枠での採用など、即戦力になり得る職員も採用されております。

これからはDXや商工観光、まちづくりなどの分野においても、より専門に特化した人材も必要になってくると考えられます。社会人経験枠による専門職員だけでなく、地域活性化起業人などの制度を活用し、業務の遂行に当たるべきと考えます。

そこで、質問要旨1としまして、町行政業務における専門知識や経験を有する職員の採用や地域活性化起業人制度の活用による業務の効率化と有益性についてどのように捉えているか伺います。

質問事項2、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進とICT（情報通信技術）の活用のための無料で使える公衆無線LANアクセスポイントの整備について伺います。

現状では、1人1台のスマートフォンの所有が当たり前となっており、さらに、学校教育でもタブレットやパソコンなどを使用した授業があります。また、様々な場面・場所でスマートフォンやパソコンなどを利用し情報を得たり、仕事や学習にも活

用しています。町内各所に無料で使える公衆無線LANアクセスポイントの充実を図る必要があると考えます。

そこで、質問要旨1としまして、本町でもDXの推進やICTの活用といった観点からも、公共施設等の無料で使える公衆無線LANアクセスポイントの環境整備等が課題と考えます。今後の整備をどのように考えているのか伺います。

最後に、質問事項3としまして、「ゼロカーボンかほく宣言」の実現に向けた取組について伺います。

河北町では、2022年10月に「ゼロカーボンかほく宣言」をし、町民、事業者と一緒にゼロカーボンシティの実現に向けて取り組むことを宣言しています。この夏もひどい暑さが続き、温暖化をひしひしと感じるとともに温室効果ガスなどの排出量削減の必要性を強く思ったところです。

そこで、質問要旨1としまして、「ゼロカーボンかほく宣言」後の取組について伺います。

以上、再質問を保留し、一般質問を終わります。

○丹野貞子議長 10番林智議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 おはようございます。

10番林智議員の一般質問にお答えします。

最初に、専門化・複雑化する業務に対応するための人材戦略についてお答えいたします。

質問要旨、町の行政業務において専門的知識や経験を有する職員の採用や地域活性化起業人制度の活用による業務の効率化と有益性についてどのように捉えているかについて申し上げます。

少子高齢化や人口減少の加速、自然災害の

頻発・激甚化、社会経済活動のグローバル化、情報通信技術を中心とする技術革新の急速な進展に加え町民の価値観も多様化する中で、行政に求められる課題や期待は、ますます複雑化・専門化しております。

職員の採用につきましては、これまで新卒者を対象にした採用試験を行っていたところですが、令和2年度から、これからの複雑化・専門化する行政課題に対応するため、社会人経験者採用枠による採用試験を開始するとともに、令和4年度からは、4月採用に加えて年度途中での採用も併せて実施することで、複雑化・専門化する行政課題に対して、社会人として培ってきた知識や技術を柔軟に生かすことができる即戦力となる職員の確保に努めているところであります。

また、地域住民の身近な行政機関である役場にとって、職員が多種多様な業務に対応できる知識や技術を身につけ業務に生かすことが、業務の効率化につながるものと考えております。行政ニーズへの対応については、職員の様々な研さんを通して能力向上を図ることがやはり基本と考えております。町職員の育成基本方針に基づき職員研修の充実を図ることで、職員の能力向上を推進してまいります。

地域活性化起業人制度については、三大都市圏に本社がある民間企業等の社員が三大都市圏以外の市町村に6か月から3年の一定期間派遣され、そのノウハウや知見を生かした地域の能力向上や地域経済活性化などの業務に従事することで、地方への人の流れや関係人口の拡大を創出することを目的とした国の制度であります。起業人の受入れに要した経費は特別交付税によって措置され、令和5年度は観光振興や地域産品の開発、自治体職員が不足するDXの分野

など、全国449の団体で779名が活躍していると承知しております。

自治体側にとっては、企業が持つ専門知識や人脈を活用しながら外部目線によって地域課題に取り組むことができ、企業側にとっては、社会貢献や社員のキャリアアップにつながることなどのメリットが挙げられますが、地域活性化起業人制度の活用には、多岐にわたる地域課題の解決について地域の歴史や文化、実情を踏まえながらノウハウや知見を生かし、地域活性化に取り組んでいただける企業とのマッチングが重要であると考えます。人材活用の具体的施策の推進効果、これを十分精査しながら制度活用に取り組んでまいります。

次に、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進とICT（情報通信技術）活用のための無料で使える公衆無線LANアクセスポイントの整備について申し上げます。

質問要旨、公共施設等の無料で使える無線LANアクセスポイントの環境整備が課題と考えるが、今後の整備の考えについてお答え申し上げます。

情報通信環境の整備は、地域住民のデジタルサービスの向上や職場外のリモートワークの促進、さらには災害時における通信手段の確保などの役割を担い、地域のDXを推進する上で重要な取組であります。

現在、役場1階の町民ホールやどんがホール、道の駅、ひなの宿などの公共施設へ公衆無線LANアクセスポイントを設置し、多くの方々にご利用いただいております。また、このたびの9月補正予算の中に、サハトベに花への設置費用を新たに計上しているところであります。

地域DXの推進のため、さらなる公衆無線LANアクセスポイントの充実が求められ

ますが、今後、施設の老朽化に伴い複合化や集約化、長寿命化に向けた改修が大きな課題となってまいります。こういった今後の施設のあるべき姿について十分検討を進める中で取り組んでまいる必要があると考えております。

公衆無線LANアクセスポイントの整備の方向性につきましては、各施設における今後の整備の見通しを踏まえながら、住民の利便性向上や災害時の対応に向けた環境整備に努めてまいります。

次に、「ゼロカーボンかほく宣言」の実現に向けた取組についてお答えいたします。

質問要旨の「ゼロカーボンかほく宣言」後の取組状況について申し上げます。

2022年（令和4年）10月29日に、2050年までに二酸化炭素などの排出量実質ゼロを目指し、再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギーの促進、資源循環の促進、この基本的な考え方の下、住宅と暮らし、産業、農業、輸送、公共施設など、そして森林などの各分野で、町民、事業者と一緒に頑張ってゼロカーボンかほくの実現に向けて取り組むことを宣言いたしました。

その後、2023年度（令和5年度）には、国・県の環境施策、第8次河北町総合計画と、河北町「ゼロカーボンかほく宣言」などを踏まえ、今後10年間の環境保全に関する施策を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の位置づけともなる第3次雛とべに花の里環境基本計画を策定いたしました。

この計画は、環境面での将来像を「持続可能な地域づくりに挑戦するまち かほく」と定め、町民、事業者の皆様と共通認識に立ちながら地域一体となり環境問題の解決、二酸化炭素排出量の実質ゼロの達成に向け、

その推進を図るものであります。

2023年度（令和5年度）からは、さらなる脱炭素社会の実現と推進を図るために組織機構の見直しを図り、生活環境係を生活環境・GX推進係に改称するとともに、生活環境主幹を配置し、組織の強化を図ったところであります。

また、取組の一つとして、2023年度（令和5年度）からは、再生可能エネルギーの利用促進を図るため、これまで行ってまいりました太陽光設備及び蓄電池の導入補助の限度額を引き上げるなど拡充するとともに、新たに木質バイオマス燃料機器の導入についての補助、省エネルギーの促進を図るため、既存住宅及び事業所も対象とした対象として、リフォームとして窓を断熱窓に改修する費用の補助を創設いたしました。断熱窓への改修費用に対する補助では、2023年度（令和5年度）には15件の申請があったところです。

これらの補助の周知を図り、より一層の設備導入を推進するためには事業所の協力も必要になることから、河北町建設総合組合の組合員の方に説明させていただき、事業の推進を図っているところであります。

役場庁舎については、2023年度（令和5年度）から電力契約において「やまがた水力プレミアム」の契約を締結し、CO<sub>2</sub>排出量ゼロの庁舎が実現いたしました。

このようにゼロカーボン宣言後、幾つかの取組をしており、町民、事業者の皆さんにおいても、昨今の酷暑や大雨などからも温暖化の影響を感じながら、少しでも温室効果ガスの排出を減らそうという意識を持って身近にできる取組をいただいております。

しかし、温室効果ガスの排出量削減に向けてはまだまだ不十分であり、さらに加速していく必要があります。環境基本計画で掲

げた基本目標である「持続可能な社会をけん引する人づくり」に向け、環境問題を自分のこととして捉えるための意識改革・行動変容が必要であります。学校、家庭、地域、職場など様々な場を捉え、環境教育・環境学習を推進してまいります。

また、一人一人が意識して取り組むとともに、地域全体で、さらには町全体で取り組むことがより一層の推進につながりますので、ゼロカーボンの実現に向けた取組を今後とも検討して対応してまいります。

以上、お答え申し上げます。

**○丹野貞子議長** 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「10番林智議員」

**○10番（林智議員）** 答弁ありがとうございます。

それでは、再質問を行わせていただきます。

まず初めに、DX推進、ICT活用のための無料で使える公衆無線LANアクセスポイントの整備から伺わせていただきます。

情報通信環境の整備ということで、地域住民のデジタルサービスの向上や職場のリモートワーク推進、さらには災害時における通信手段の確保などの役割を担い、地域のDXを推進する上で重要な取組であり、現在設置されている役場1階の町民ホールやどんがホール、道の駅、ひなの宿等の公共施設のほかに、これからサハトベに花への設置が計画されているとのことで、設置箇所が増えることは、大変素晴らしいことと評価させていただきます。

そこで、今後の検討課題として観光分野にも検討をいただき、例えば、動物園内や紅花資料館など、そういうところに設置することにより、動物園に来た人が見た動物の生態を、その場で情報を得やすくすることや、紅花資料館に来られた方が展示されて

いるものの関係する情報を調べたり、また、外国人観光客などが来られた場合に、スマートフォン等を利用して翻訳等を行う場合などにも活用できるのではないかと考えますが、どのように考えられていますでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** 10番議員の質疑にお答えしたいと思います。

児童動物園、紅花資料館ということで、フリーWi-Fiの設置ということですが、紅花資料館においてはこれまで設置した経緯もございますが、館内来場者以外の人の利用度が非常に高いということで、部外者が集まってくる事案が多々あったとお聞きしております。公には現在はしていないわけなんですけど、そういった部分も含めて資料館については、今後、検討させていただきたいと思っております。

また、児童動物園につきましても、今、改修工事を行っておりますふれあい施設においては、お客様のニーズに応えるべくものであるとすれば、今後、検討してまいりたいと考えております。

**○丹野貞子議長** 「10番林智議員」

**○10番（林智議員）** ありがとうございます。

紅花資料館は、警備上というか、そういった問題でなかなか大変なことは十分理解できますが、例えば、時間等の制限を設けるなど様々な対応をすることによりクリアできる問題もあると思っておりますので、その辺を検討していただきながらぜひ検討をいただきたいと思っております。

そして、動物園に関しましても、新しいふれあい館を要望に応じて検討いただけるということですので、ぜひ子供たちが動物の生態を調べたりとか見ながらどんなふうに関わりを持てるのか調べたりとか、いろん

な活用ができるようになると思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

では、役場1階の町民ホールにも公衆無線LANのアクセスポイントということで存じています。町民ホールということで、町民の方がくつろげるスペースということにもなっていますし、昨年から行われているクーリングシェルターというところでも、休み場所という指定にもなっていますので、大変すばらしいことだと思います。

ただ、そういった中で、役場内会議室を利用して会議・講習会等が行われていますが、2階、3階の会議室等を利用した場合には、やはりそこには、1階ホールで使っている公衆無線LANの電波が届かないという状況になっています。今、様々な会議の中で、会議の最中、研修会の最中、情報を必要とする場合等、また、連絡を取り合うと考えた場合に、やはりDXの推進という観点からも整備というのが今後の検討課題と思いますが、その辺はどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○丹野貞子議長 「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長 役場庁舎内における課題を今いろいろご指摘いただいたところですが、そうした今お話があったような庁舎内の脆弱な部分という部分は、今後とも引き続き継続して調査研究しながら強化に向けた取組というものを、まずは調査から進めた中で取組という部分を進める必要があるのかなと考えているところです。

○丹野貞子議長 「10番林智議員」

○10番（林智議員） ありがとうございます。

ぜひ調査を引き続きしていただきながら、早急な対応ができることを期待させていただきます。

それでは、同じくこの公衆無線LANについてお伺いしますが、先ほどの町長答弁の中にも防災時における通信手段を確保する役割とありましたが、避難所となり得る施設に対する対応というのは、施設の老朽化に伴い複合化や集約化など、各施設における今後の整備の見通しを踏まえながら検討ということではありますが、河北町では、平成30年度に総務省からの補助事業で防災の観点から防災拠点、要するに避難所・避難場所、官公庁での公衆無線LAN環境の整備を行うとともに、災害発生時の情報伝達手段確保のため、被災場所として想定され、災害対応の強化が望まれる公的な拠点などにおける公衆無線LANの環境の整備ということで、本町では、避難所・避難場所7か所に整備されたはずですが、しかし、実際には、避難所としてはあまり使われていないのではないかと。この整備事業と違うような環境ですが、これはどうしてこのようになっているのか伺います。

○丹野貞子議長 暫時休憩します。

休 憩 午前9時38分

再 開 午前9時39分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

「真木防災危機管理課長」

○真木秀章防災危機管理課長 大変失礼いたしました。ただいまご質問をいただきました事業、総務省事業ということで活用いたしまして、7か所ということでご質問をいただきましたが、町内の小中学校に整備をさせていただいたと。指定避難所、町内では17か所ございますけれども、そのうちの7か所を小中学校で使えるように財源を有効活用したということでもあります。なぜこの7か所にしたのかということにおきましては、財源としては防災面での財源だったかもしれませんが、実際の学校活動、授業な

どの中でも有効活用もできるという観点で、当時、この場所に設定したのではないかと考えてございます。

以上です。

**○丹野貞子議長** 「10番林智議員」

**○10番（林智議員）** ありがとうございます。

活用するに当たり、事業の有効性ということで、もちろん大規模災害になれば、そういった小学校、中学校等の体育館も活用されるということでの検討結果、そういう場所に決まったということだと思んですが、しかし、この事業内容から災害時における避難場所での公衆無線LAN環境の整備が必要と考えられるはずです。

現在、河北町で災害時の場合に、西里、北谷地、溝延などの各センターが避難場所として活用されている事例が多いと思うのですが、そのような状況で、なぜ老朽化と統合等という問題だけで整備を検討しないのかをお聞きしたいと思います。

**○丹野貞子議長** 「真木防災危機管理課長」

**○真木秀章防災危機管理課長** 検討していないというわけではないという認識しております。町長答弁にもございますように、施設における今後の整備の見通しを踏まえながらということでもありますので、タイミングを見極めてまいりたいと考えております。当面の対応として、極端な話、この無線LANアクセスポイントがなければ避難所を開設・運営ができないというわけではございませんので、今後、その施設の在り方とともにタイミングを見て検討してまいりたいという趣旨でございます。

以上です。

**○丹野貞子議長** 「10番林智議員」

**○10番（林智議員）** ありがとうございます。

どのようなときも情報、みんなが特に災害時などは、情報の収集の時点でとても気に

なる部分でありますので、ぜひ検討を引き続きお願いしたいと思います。

では、次に、ゼロカーボン推進について伺いたいと思います。

ゼロカーボンの推進ということで、「ゼロカーボンかほく宣言」の中にもあるように、再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギーの促進、資源循環の促進と言われて宣言されております。

その中で、省エネルギーの促進というものを図るために断熱窓の改修に対する費用の補助というものが、近年、追加されていますが、様々な研究の中から、窓からの熱エネルギーの移動、要するに、窓を通して暑くなる、寒くなるということよりも、それ以外、家自体、建物自体を通しての熱の移動ということが大きいのではないかと、断熱よりも遮熱に重点を置くべきではないかという研究もありますが、そのようなことに対しては、何か検討されている部分があるのでしょうか。伺います。

**○丹野貞子議長** 「今田生活環境企画主幹」

**○今田史明生活環境企画主幹** 断熱窓については、令和5年度からということしております。国でもそういった断熱窓の補助金もあったこともありまして、令和5年度から実施したというところがございます。当然、断熱窓だけでなく壁、そちらの断熱効果が上がるような資材等をする方法もあるかと思っております。あとは、住宅全体を省エネの住宅にしていくということを県でもやっております。町でも、都市整備課で住宅リフォームに対して持家住宅促進事業費補助金というのがあります。その中でもリフォームで、窓だけでなく壁の断熱をした場合にも、そういった補助金もなっているということがあります。今後は、さらに断熱窓だけでなく家全体とか、そういった方向の省エ

ネということも検討はさせていただきたい  
と思っております。

以上です。

**○丹野貞子議長** 「10番林智議員」

**○10番（林智議員）** ありがとうございます。

今、断熱をより高めてということでお答え  
をいただいたということだと思うんですが、  
断熱と遮熱、同じような言葉ですが、断熱  
はより熱を伝わりにくくするというもので  
あり、遮熱は熱を遮るということであり、  
似たようで異なるものと私は解釈していま  
す。

そんな中、近年、温暖化という中で建物内  
の室温ですが、窓から入ってくる熱よりも  
建物自体を通して入ってくる熱のほうがお  
よそ9割という、そのような研究結果もあ  
ると伺っています。

例えば、一例を紹介しますと、遮熱施工を  
していない建物では、外気温が29度のとき  
室温が35度となり、遮熱加工をした建物の  
場合は、外気温度が35度のとき室温が29度  
というように、施工前の外気温度よりも低  
くなるという結果も出ているそうです。

このように断熱ではなく遮熱を行い、熱自  
体が建物の中に入ってこない施工をするこ  
とにより、エアコン・暖房等の効率を上げ  
ることが省エネルギー促進につながると考  
えています。

そのようなことも、今後の町での研究課題  
としてもぜひ取り上げていただきながら、  
今後の政策につなげていただければと思い  
ます。

そして、今、答弁の中で河北町の持家促進  
住宅事業補助金という言葉もありましたが、  
以前ですと、照明のLED化というものに  
対しても補助金がありました。県でなくな  
ったということ町でもなくなったと聞  
いています。しかし、ゼロカーボンかほく

を目指す河北町として、省エネルギーの促  
進という観点から町独自でもそういったこ  
とを進めていくべきではないかと思いま  
すが、そのことについてどのようにお考えか  
伺います。

**○丹野貞子議長** 暫時休憩します。

休 憩 午前9時48分

再 開 午前9時50分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

「今田生活環境企画主幹」

**○今田史明生活環境企画主幹** 失礼しました。L  
ED化の町独自の補助と支援ということ  
であります。今現在、公民館で、総合交付金  
でLED化の補助はしておりますけれども、  
家庭への補助ということは、これまで行っ  
たことがなかったかとは記憶しております  
けれども、そういったLED化についても、  
省エネということの観点では大切なことか  
と思っておりますので、そちらは、今後、検討さ  
せていただきたいと思います。

**○丹野貞子議長** 「10番林智議員」

**○10番（林智議員）** ありがとうございます。

今後、検討していただけるということで、  
町と町民と一緒にやって進めるということ  
ですので、町民が頑張るためにも町として  
ぜひその辺のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、省エネルギーということでお聞  
きしますが、省エネルギーの促進というこ  
とだけでなく再生可能エネルギーの利用促  
進という観点から、電気自動車やハイブリ  
ッド車などゼロカーボンに貢献するという  
ことも大切と考えています。町でも公用車  
等がそういうふうになってきていますが、  
道の駅にも電気自動車用急速充電器とい  
うのがありますが、現在どのようになっ  
ているのか伺います。

**○丹野貞子議長** 「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** 道の駅の電気自動車の急速充電のことかと思いますが、こちらにつきましては、令和6年3月31日をもちまして、これまで設置していただいております業者が業務撤退するというので、現在のところ停止している状況でございます。お客様の利便性という観点から早期設置ということで、メンテナンスも含めてそれ以降も検討させていただいたわけなんです、そういった業者からメンテナンスも業務としてお受けできないということもございまして、現在、停止している状況でございます。

近隣市町を見てみますと、ほとんどが同じ業者を使っております、道の駅おおえにつきましては、今後設置しないという意向もお聞きしております。寒河江市の場合は、地元の業者でできるところまでやるともお聞きしております。道の駅河北といたしましては、くらし応援課と協議させていただいて、町全体でEV車の急速電気が取れる場所を選定した上で、今後、町全体として考えていきたいということで現在調整させていただいております。

**○丹野貞子議長** 「10番林智議員」

**○10番（林智議員）** ありがとうございます。

令和6年3月31日、今年の春からずっと止まっているということで、青いブルーシートがかけられていて、訪れた人から、あれは何という声が大変多く寄せられています。第3次雛とべに花の里環境基本計画の中にも、電気自動車、ハイブリッド車等、低公害車の導入を進め、二酸化炭素排出の制御に努めるとあります。「ゼロカーボンかほく宣言」として河北町がゼロカーボンシティに向かっていく上でも重要なことではないかと思えます。

今後、町内のいろいろな箇所に検討してい

ただくということではありますが、現在、役場、道の駅の2か所と私は認識していますが、電気自動車等のナビゲーションシステムには、充電スタンド等の表示等があると思います。道の駅も現在表示されていると思います。もちろんシステム的にそう簡単に直せるものではないとは分かりますが、そのようにそこを目指して来られる方もいるのは事実です。早急な対応をお願いしたいと思います。

それでは、同じく第3次雛とべに花の里環境基本計画の中からお聞きしたいと思えます。

温室効果ガス排出量削減に向けて、町民の役割として、車は電気自動車、ハイブリッド車等、低公害車を選びます。家庭での省エネ意識の向上のため環境家計簿や家庭のカーボンニュートラルアクション登録へ参加し、二酸化炭素削減を実感します。フードマイレージによる二酸化炭素削減のため地元産の農産物を購入しますとありますが、この2つ目、環境家計簿ですが、ここにおられる執行部職員の方の中でつけられている方はいらっしゃるのでしょうか。恥ずかしい話ですが、私も今回、「ゼロカーボンかほく宣言」についてご質問をさせていただこうとしてやっていますが、ここで初めて知ったという事実もあります。ちなみに町長はつけられているのでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 行っておりません。

**○10番（林智議員）** つけていないということではいいんですか。すみません。今田主幹はつけられていますでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「今田生活環境企画主幹」

**○今田史明生活環境企画主幹** やっていない状態です。

**○丹野貞子議長** 「10番林智議員」

**○10番（林智議員）** ありがとうございます。

町民と一緒に推進すると言っているわけ  
あります。私は、町職員の方も同じく町民  
とっております。このように町民を牽引  
してくださる職員の方も一緒になりながら  
進めるのがこの「ゼロカーボンかほく宣  
言」であると思うのですが、そのことにつ  
いていかがお考えでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「今田生活環境企画主幹」

**○今田史明生活環境企画主幹** 脱炭素、ゼロカー  
ボンに関しては、町だけではやっぱりでき  
ない。町民、事業所、町全体、みんなが一  
緒になってしていくことが大変重要なこと  
かと思っております。こういった周知につ  
いてなんですけれども、そこが、区長会の  
研修会でもゼロカーボンとかそういったも  
の研修会等も行ったりしておりますけれ  
ども、まだまだ足りないとは思っているこ  
ろです。

あとは、高校で、見える化ということで実  
際どのくらい減っているかとか、そういっ  
たものもなかなか分かりづらいということ  
もありますので、そちらについても、広報  
でもお知らせしながらやっていければと思  
っているところです。

以上です。

**○丹野貞子議長** 「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** こういった取組は、具体的に身  
近なまず自分からアクションを起こそうと、  
その気持ちが非常に大事だと思います。そ  
ういったことも含めて取組としてそういっ  
た家計簿だとか、あるいはエコドライブと  
か、いろんな取組があると思います。それ  
を町民の方々にしっかり取り組んでいただ  
くためには、単なるこういう取組をやって  
いきたいと思います。いきましようと言っ  
ただけでなくて、じゃあ我が事としてど  
ういうふうに、例えば、エコドライブな  
んかのときにはエコドライブ

の講習会とか、各種団体を通して具体的に  
自分のこととして取り組む際にどうい  
うアプローチをするのかと。こういう取  
組ならやりやすいよね、環境のためにも  
自分のためにもなるよね、やっぱりそ  
ういう施策の方向性としてうたっている  
のはもちろんですし、その方向性をど  
ういうふうに町民の行動に具現化して  
いくかというところは、これは、周知は  
もちろんですけれども、周知する際に  
取り組んでみようと思ってもらえる動  
機づけだけでなく、具体的などうい  
う一つ一つの取組ということを通じて  
その取組になるのかということも含め  
て、しっかり先進事例なんかもひも  
とときながら町民の方々に共感を持  
って、そして具体的な行動につながる  
そういった仕掛けづくり、そこを  
しっかりやっていくというのが大事  
なことだと思います。

**○丹野貞子議長** 「10番林智議員」

**○10番（林智議員）** ありがとうございます。

確かにその仕掛けづくりは大変重要な  
ことだと思います。ゼロカーボンとい  
うことで、使った分だけ再生エネルギー  
でプラス・マイナス・ゼロということ  
ではなく、やはり排出量を抑えてその  
後の削減できない分を補うという考  
え方でやるためにも、ぜひこういった  
ことをPRしていただきながら共に  
できる施策、「ゼロカーボンかほく宣  
言」の実現ということで頑張ってい  
ただきたいです。

では、最後になりますが、社会人経験  
者枠による採用という部分でのこと  
についてお聞きします。

近年、複雑化・専門化する行政課題  
に対して、社会人として養ってきた知  
識や技術を柔軟に生かすことのでき  
る即戦力となる職員を確保していただ  
いていることは、大変評価に値する  
ことと受け止めています。実

際に、近年採用された職員により業務の遂行が合理的に進んだとの話も聞いております。

反面、募集に対して応募のない職種という状況も見られたようですが、その原因はどのように受け止めているのか伺います。

**○丹野貞子議長** 「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

**○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長** 今お話がありました役場職員の採用ということで、職種に関しては、今も来年度の採用枠という部分で動いていますけれども、上級行政職であったり上級の土木職であったり、あるいは初級の行政、あと、さらには、今、町長答弁からありました社会人経験枠ということで、行政枠、土木職枠ということで、いろいろな職種で、今、応募などもした中で以前から採用を進めていますけれども、今ご紹介があったように、特に専門職の土木職です、そちらに応募をされる方がなかなかいないという中にはありましたけれども、昨年度、応募の中で、今年度4月採用ということで、お一人の方が専門で土木職が入っているという実績です。

本町におきましてこういった実績ではありますけれども、そうした傾向は、県内、全国的な流れとして、そういった土木職の専門性のある職員の、今、行政の人気度がちょっと落ちているという状況が傾向としてあるわけです。

以上です。

**○丹野貞子議長** 「10番林智議員」

**○10番（林智議員）** ありがとうございます。

町職員、町だけでなく県でも市でも同じですが、行政職員となるということは、先ほどの町長答弁の中にもありましたが、一つの専門職ということではなく、広く知識を身につけて様々な業務に対応するというこ

とであります。社会人枠ということで、特に専門職枠という部分ですと、そうではなく、その業種に特化していただける方を求めているのかと私は捉えています。

そういった中で、これまで社会人として経験した中で言うなれば、それまでの給与等々と比較した場合に、そこから行政職員としての給与というのが、どうしても差が生じているのが現状なのではないかと思っています。それなりの給与保証、自分のそれまでの給与額と同じような額程度のことを望めれば、町のために協力してもいいという方も出てくるのではないかと思うのですが、そういったことについて、給与という部分では、条例、法令等で決まっていることで難しいとは思いますが、どのようにお考えなのかお聞きします。

**○丹野貞子議長** 「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

**○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長** 社会人経験に限定したところでの職員採用に関して、やはり経験年数の中で、それを換算した中で現状の条例に照らし合わせてスタートラインに立つ初任給といいますか、そういったものを条例で定めた中で採用後には支給するという、それはルールでありますので、そこを超えることはなかなか難しいということが現状であります。

そうした中にはありますけれども、職員として入りたい方の志もありますけれども、地域の行政に取り組む姿勢といいますか、そちらに魅力を感じて、今後、社会人の経験は行政にということではいろいろ応募をされている方が今の実情です。

**○丹野貞子議長** 「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 職員の給与体系については、基本的には一般職、行政あるいは最近、私が町長に就任してから土木職もということで、

困難な状況を踏まえた上でやったり、あるいは社会人枠と、随時、多様な人材を公務に取り入れるべく採用の見直しを、職種区分の見直しも進めてまいりました。

前提として、これは、一般職として幅を広げていくという前提です。高度な専門性を全て職員で賄い切るという発想には立っておりません。やはり行政全般に対する共通地盤があった上で、経験なりあるいは自分が専門的に高めてきたスキル、役場の組織内でどうそれを生かすか。採用だけではなくて育成も含めてです。そこをまず基本に置いて職員の育成を図っていく。先ほどの答弁の中では、職員の育成基本方針、採用もあるけれども、研修も含めてこの部分の中でしっかり育てていくということだと私は認識しております。単に高度なスキルだけを取り入れるということであれば、本町では採用の実績はありませんけれども、制度的には、例えば医師であるとか弁護士であるとか、全く別の体系である高度な専門性を持った人材を、一般職員とはもう全然違う体系で採用すると、そういう制度もあります。あとは外部に、先ほど提案、お話のあった起業人材の活用も最近の採用、これは地方での人材あるいは地方創生という観点も踏まえたもので、単に行政のスキルアップという観点にはとどまりませんが、いずれにしても、外部にその先見を、例えば、法律問題であれば、高度な判断については顧問弁護士という形で利用させていただいています。そういった意味で、限られた資源と限られた人材の中でどういうふうに職員として、組織として最大のパフォーマンスを上げていくかということについては、一般職の給与体系あるいは採用体系の中では、論じられるべきではないと、私としては、人事行政については考えてお

ります。

以上です。

**○丹野貞子議長** 「10番林智議員」

**○10番（林智議員）** ありがとうございます。

様々な特殊な部分においては、今あったように弁護士ですとか専門職の部分ということで考えてくださっているということで、確かに例えば町でも保健師であったりとか、専門職である部分の職員というのも活用させていただいているのは存じ上げています。

その中で、今、町長から地域活性化起業人という話もありましたが、そのように専門分野として活躍いただける方の活用というのがとても大事だと思っています。例えば商工業に関する業務、例えばまちづくりに関する業務などは、特に行政側との考えだけではなく民間の知識、そういったものを活用することがとても大事だと思っています。河北町は、間もなく今週末からどんがまつりが始まるわけですが、以前は大手旅行会社とのとても良好な関係、もちろん今も良好な関係なんでしょうけれども、そういった観点から観光企画を多数企画していただいたとかがあったように、特に観光という観点から考えれば、そういった大手旅行会社等を活用した地域活性化起業人などの制度を利用することにより、河北町の持つ観光資源のさらなる飛躍というのが考えられると私は思っています。

また、まちづくりに関しても、河北町は空き家問題等もたくさん出てきていますが、そういった住宅事情やまちづくり事情に特化した業界の方、そういった方を地域活性化起業人として迎えることにより、新たな施策、考え方、そんなことが見いだせるのではないかと私は思っています。

また、この地域活性化起業人ということでは、大手企業だけでなく大学や研究室との



く必要があり、樹木の点検・診断を適切かつ確実に行うことが重要であります。

公園の樹木を起因とした事故等を未然に防止し、樹木の健全な育成を図りつつ、公園利用者等の安全・安心を確保することが大切と感じます。

道路、河川その他の公の造営物の設置または管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国または公共団体は、これを賠償する責に任ずることとされています。土地の工作物の設置または保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負うこととなります。また、竹木の植栽または支持に瑕疵がある場合についても準用されることとなります。

樹木は、基本的には、直接利用することを想定する公園施設ではありません。しかし、公園利用者の樹木との触れ合いや、樹木の下での通行等において樹木の変状及び異常に起因する事故に遭遇する可能性があることが過去の事故例からも明らかであります。落枝の危険が明らかな樹木の下を相当数の利用者が通行する状態は、通常有すべき安全性を欠いたものと判断されることもあります。

このように明らかな危険性は事故の予見が可能であり、これを見逃さずに回避することが重要であり、これは、公園だけでなく小学校、中学校等での樹木管理でも同様であります。

質問要旨として、都市公園等の樹木の管理方針について伺います。

2として、都市公園、小学校、中学校の樹木の管理状況について伺います。

以上、町の考えを伺います。

**○丹野貞子議長** 5番石垣光洋議員の一般質問に

対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 5番石垣光洋議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、質問事項1、高齢者の難聴に係る支援についてお答えいたします。

1点目の難聴対策や早期発見のための支援、2点目の補聴器購入費用の助成につきまして、関連いたしますので併せて申し上げます。

議員よりご提示いただきました加齢性難聴は、加齢に伴い聴覚機能が低下し、高い周波数の音が聞こえにくくなる状態であり、年齢の進行とともに緩やかに進行するのが特徴とされており、ヒアリングフレイルとも呼ばれる新しい概念の一つであります。その加齢性難聴は、特に言葉が聞こえにくくなるタイプの難聴とされており、言葉の聞き取りに支障が出ることからコミュニケーションが阻害され、家庭やコミュニティー内での孤立、社会参加等に影響が出ることなどが懸念されております。

残念ながら現時点では、加齢性難聴を回復させる方法はないとされておりますが、加齢性難聴のリスク要因につきましては多くの論文が発表されており、騒音下に置かれることのほか、特に糖尿病、循環器疾患、腎障害などの疾患、喫煙習慣などによる影響が示されております。

難聴進行の予防策としては、定期的に聴力チェックを行うことが推奨されております。高齢者の難聴と認知症との関係につきましては、これまで国においても研究がなされ、一定の相関関係が確認されているところではありますが、補聴器などを用いた難聴への介入が有効な効果をもたらすかどうかの根拠は限定的で、現段階においては、十分解明されているとは言えない状況であります。

高齢者向け補聴器購入費用の助成につきましては、県内35市町村のうち3つの市町で実施しているほか、今年度から新たに2つの町で開始すると承知しております。助成額につきましては自治体によって異なりますが、おおむね購入費用の2分の1、2万円から4万円を上限として助成しているケースが多い状況であります。なお、補聴器購入のための費用については、一般的に支出される水準の金額は、医療費控除の対象になっております。

現在、国において高齢者の補聴器利用による認知機能への影響を検証する研究が続けられている段階でありますので、本町といたしましても引き続き動向を注視し、補聴器購入費用の助成について近隣市町の動向、高齢者のニーズを見据えながら検討してまいりたいと考えております。

次に、都市公園等の樹木の点検・管理についてお答えいたします。

1点目の都市公園等の樹木の管理方針について申し上げます。

都市公園等における樹木につきましては、基本的に樹木の年間育成サイクルに合わせて剪定、施肥、病虫害の防除などを実施しております。特に管理維持に係る方針等は作成しておりませんが、公園等の樹木は、公園ごとの規模、立地条件、植栽の位置、樹種などが異なることからその公園に合った管理を行う必要があり、公園規模や周辺環境に合わせるとともに公園全体の景観に配慮した管理維持を実施することが重要であります。

議員ご指摘のとおり、植栽後、年数が経過し、高齢化、病虫害などにより腐敗などによって倒木する例が全国で見られています。本町におきましても、公園内でのナラ枯れと思われる被害で枝折れの事例が昨年ござ

いました。幸い周囲に人はいなかったため大きな事故にはなりませんでしたが、周囲の同じようなナラ枯れにより枝折れや倒木等が心配される公園内の樹木を事前に伐採するなど事故防止対策を実施し、公園利用者の安全・安心と樹木の安全性を確保したところであります。

町民の方々からも樹木の管理について様々なご意見をいただいております。樹木管理の委託業者や公園利用者からの情報提供、ご要望を踏まえ、良好な状態に管理するよう努めてまいります。

2点目の都市公園、小学校、中学校の樹木の管理状況について申し上げます。

都市公園の管理状況でございますが、河北中央公園を含む18の公園及び河北町役場前の河北公園については業務委託で、薬剤散布、除草作業、芝生地施肥、剪定作業、刈り込み、抜根作業などを実施している状況です。その他の都市公園等についても適時管理しております。

高木の対策については、公園の外周沿いで周辺の住宅や施設への影響が大きい樹木については、樹木の育成上、問題のない範囲で専門業者をお願いして剪定を実施しております。

小中学校の樹木管理の状況につきましては、各学校で日々樹木の状況を確認し、小枝の除去など簡単な手入れについては、業務員が日常業務として行っております。高いところの枝の伐採や剪定作業などは、学校ごとに計画的に樹木管理委託として専門業者をお願いしております。さらに、大規模な伐採が必要になった場合には、教育委員会として伐採などを専門業者に委託しております。学校施設全般に言えることですが、常日頃からの見回りなどにより危険箇所や不安な箇所などがいないか点検し、児童・生

徒の安全な学習環境の維持に努めてまいります。

以上、お答え申し上げます。

**○丹野貞子議長** 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「5番石垣光洋議員」

**○5番（石垣光洋議員）** 65歳以上の高齢者の半数は加齢性の難聴と推定されていますが、それをカバーする補聴器の購入費は非常に高く、少しでも購入費の助成があれば、今後、高齢者が増え補聴器の需要が高まる中、購入への動機づけとなることと考えます。

答弁では、補聴器購入のための費用については、一般的に支出される水準の金額は医療費控除の対象となっているとの答弁でした。医療費控除の対象となることについて、医療機関や販売業者との連携で補聴器購入を検討している方への情報提供などを行っているのか伺います。

**○丹野貞子議長** 「矢作健康福祉課長」

**○矢作勲健康福祉課長** 医療費控除の対象となることについて、医療機関、あと販売業者との連携で補聴器購入を検討している方々への情報提供などが行われているのかというお尋ねであります。

この医療費控除についてなんですが、加齢性の難聴で補聴器を購入した方については、一般的に支出される水準を著しく超えない部分での金額について医療費控除がなされております。

まず、医療費控除については、税の確定申告でありますとか、あと、町では申告相談などについて申告が必要になってくる人が、通常、医療費控除ということで必要とするわけなんですが、そういった方の中にも相談があれば、町でも補聴器に関する医療費控除はどういったものなのかということは、説明はしております。

ただ、高齢の方が購入する場合は、申告そのものが不要になってくる方が多いのではないかとということもありますので、もし相談に来た場合には、そういった形で懇切丁寧に説明するという環境、そういったものは持ち合わせております。

**○丹野貞子議長** 「5番石垣光洋議員」

**○5番（石垣光洋議員）** 自治体で助成の対象となっている例もあります。助成額は、住民税非課税・課税で区別している例もあります。仮に町として補助を実施した場合は、多額の財政負担が生じることになります。身体障害者手帳をお持ちの方で対象となる方も見られると思います。補装具費支給制度での費用の一部支給となることあるのか伺います。

**○丹野貞子議長** 「矢作健康福祉課長」

**○矢作勲健康福祉課長** 身障者に関しての難聴の方に対しましては、補装具関係、補聴器購入助成ということで河北町障害者自立支援費の支給に関する規則などに出しておりますが、補装具の支給券を対象の方にはお渡しをして支援を行っているところであります。

また、その聞こえの程度によって対象となる機器というのも様々ありますので、金額も様々ばらばらになっていきます。その中である程度の基準額的なものが示されておりますので、その金額については、身障者の難聴の方については支援をしているところでございます。

**○丹野貞子議長** 「5番石垣光洋議員」

**○5番（石垣光洋議員）** 65歳以上の方の聴力検査や、河北町の加齢性難聴や補聴器使用の傾向について分かることがあれば、お伺いします。

**○丹野貞子議長** 「矢作健康福祉課長」

**○矢作勲健康福祉課長** 65歳以上の町民の方でどれだけの方が補聴器を使っているのか

かという数字に関しましては、町では特に押さえているものではないです。

ただ、傾向とといいますか、いろいろな話を聞いてみますと、金額として結構、補聴器は高価なものですから、せっかく購入したんだけれども、ずっとつけているのがネックといいますか、違和感を感じてすぐ外してしまったとか、あとは65歳以上の方、特にもうちょっと上の方なんですけど、家族も含めてなんですけど、高齢で聞こえないのはある程度やむを得ない、致し方ないという風潮もあるようでございます。そういったことがありますので、町としては、まずはどれだけの人が補聴器を必要としているかということ、それらの数字を捉えることというのが先決だと考えております。

**○丹野貞子議長** 「5番石垣光洋議員」

**○5番（石垣光洋議員）** 加齢性難聴と生活の質、ただいまの答弁でも、家族は、加齢による難聴というのは、ある程度仕方のないものという認識だとは思いますが、加齢性難聴と生活の質、あと認知症との関係についてですが、難聴は日常的な会話を困難にし、生活の質を落とす大きな原因となるだけでなく、コミュニケーションが減ることによってひきこもりの要因となり、難聴の傾向を早期に発見することが大切だと思います。補聴器使用に至るまでには、検診などのスクリーニングを通じて客観的に難聴を発見し、ご本人に治療や補聴器の装着をお勧めすることがまず重要だと考えますが、検診の向上について伺います。

**○丹野貞子議長** 「矢作健康福祉課長」

**○矢作勲健康福祉課長** 検診との関係性でございますが、町では特定健診を行っていますが、その中に聴力の程度を測る内容はございません。ということで、皆さん自らが必要に応じて耳鼻科等を受診しながらその難聴に

ついては、自分がどの程度のレベルなのかということを知っていただく必要があります。

そういったことも踏まえて、あと、市町村の助成のことなんですけど、その調査に関しては、厚生労働省で今進行形なんです。そのあたりがはっきりすれば、都道府県も東京都以外では補助を行っているところもございませぬということが、そういったことが理由になっているかということ、調査が進行形であるので、そういったことがはっきりと分かってから対応したいということがほとんどの都道府県の見解でございます。もちろん山形県内でも助成を行っている市町村は、5市町村ぐらいと極めて少ないんですが、残りの30市町村に関しても、厚生労働省ではっきりとした見解、認知等との因果関係などがはっきりとうたわれて見解として示されれば考えたいということがほとんどでございますので、検診というよりも自らが自分の聴力についてどの程度であるのかを知っていただいて、国の考え方がきちっと定まりましたら、町でも必要に応じて措置はしていかなければならないのかなと思っております。

以上でございます。

**○丹野貞子議長** 「5番石垣光洋議員」

**○5番（石垣光洋議員）** 私も2年ほど突発性難聴で聞こえない期間がありました。今は自分で検診に行って治ったということで、加齢性なのか突発性なのかよく分かりませんが、私個人としてもそのように右耳が聞こえなくなったという状況がありましたので、ぜひ加齢性難聴ということについては、国の施策も見ながら研究していただきたいと思っております。

次に、樹木の管理維持に係る方針について伺います。

公共施設は多くの町民が集う場所であり、樹木の健康と市民の安全が共に求められます。適切な維持管理の実施により事故の原因となる異常の発生を未然に防止することにつながると考えます。随時、点検を実施し、必要に応じて樹木の剪定及び伐採を行うことが適切な維持管理につながると思います。樹木の成長や衰退による課題を解決し、植栽に求められる役割を発揮するよう公共施設の樹木の管理指針が必要だと考えられることから、樹木の管理指針の策定について伺います。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 今の質問にお答えします。

私どもは、先ほど町長答弁にもありました都市公園の18公園と、プラス役場の前の河北公園の樹木管理ということで委託させていただいております。これも町長答弁にありましたけれども、内容としましては、薬剤散布ですとか除草作業または芝生の施肥、剪定作業ということで、年何回かは公園の樹木を見ていただく形になっております。

ですので、その際、異常があればご報告いただく形を取らせていただいておりますので、この管理指針・方針というのを満たしているのかどうか、その辺を今からでも内容を確認しまして今後に活かしていきたいと考えておるところでございます。

○丹野貞子議長 「5番石垣光洋議員」

○5番（石垣光洋議員） 学校ごとに計画的に樹木管理委託として専門業者をお願いしているとのこと。高いところの依頼や剪定のことなのか伺います。

○丹野貞子議長 「宇野学校教育課長」

○宇野勝学校教育課長 高いところの枝の剪定になりますけれども、樹木管理という点では消毒、こちらも行っております。

○丹野貞子議長 「5番石垣光洋議員」

○5番（石垣光洋議員） そうですね。分かりました。学校樹木の管理について状況の確認をしているということの答弁でしたけれども、樹木の点検簿などを備えているのか伺います。

○丹野貞子議長 「宇野学校教育課長」

○宇野勝学校教育課長 点検簿というものは備えてはございません。常時、目視により管理の状況を確認をさせていただいているところでございます。

○丹野貞子議長 「5番石垣光洋議員」

○5番（石垣光洋議員） 目視ということでした。幹にキノコが生えていたり、うろができていたり、そういうことで確認をしているのかお伺いします。

○丹野貞子議長 「宇野学校教育課長」

○宇野勝学校教育課長 目視ということでありませぬ。そのキノコまでの確認は、取れているかあれですけれども、あとは、高いところの剪定をしていただいた専門業者にアドバイスを伺ったりということもなされております。

○丹野貞子議長 「5番石垣光洋議員」

○5番（石垣光洋議員） 近年の異常気象を鑑みますと、健康な樹木についても倒木等の可能性もあることから、損害賠償保険などに加入しているのかお伺いします。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 町では、全国町村会の総合賠償補償保険というものに加入しております。ただ、こちら町の瑕疵があった場合の賠償は保険で対応になりますけれども、自然災害等の場合は、こちらは対応にならない保険ということになっておるところでございます。

○丹野貞子議長 「5番石垣光洋議員」

○5番（石垣光洋議員） 自然災害が対応になら

ないということでしたけれども、それであるならばなおのこと、今、各高木になっていながら送電線や、あとグラスファイバー線などのところにかかっている枝が結構見受けられますので、そこら辺、積極的に剪定して、道路にはみ出ている状態が目視できれば再度検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 そういった場合は、積極的に伐採というよりは剪定をまずさせていただいて、周りの皆さんに迷惑のかからない管理を行っていきたいと思っております。

○丹野貞子議長 「5番石垣光洋議員」

○5番（石垣光洋議員） 終わります。

○丹野貞子議長 以上で5番石垣光洋議員の一般質問を終わります。

○丹野貞子議長 ここで議長から申し上げます。

令和5年度主要な施策の成果に関する説明書にミスプリントがありました。これを訂正したい旨の申出がありますので、これを許可します。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長 大変申し訳ございません。今お話がありましたように主要な施策の成果に関する説明書に誤りがございましたので、訂正をお願いするものでございます。

最初に、20ページをお開きください。

2目職員研修費の令和5年度河北町職員研修実施結果の表の中で、20ページ、上から2段目の地方自治情報化推進フェア2023の日数について「1」を「2」に、次のページですけれども、21ページ、下から3段目の中堅社員研修の日数について「1」を「2」に訂正をお願いいたします。

次に、39ページをお開きください。

8目まちづくり推進費14地域おこし推進事業の地域活性化支援（ベニバナ活用）などの説明で「7月から」を「5月から」に訂正をお願いいたします。

続きまして、131ページをお開きください。

2目公園管理費2いもこ列車一般公開事業費の表に記載する令和5年度一般公開日別調査人数の中で「4月25日火曜日」を「4月2日日曜日」に、同じく6月4日、7月2日、9月17日、5月15日の「火曜日」をそれぞれ「日曜日」に訂正をお願いいたします。

次に、136ページをお開きください。

1目非常備消防費1河北町消防団の表に記載する消防団出動状況の中で、演習大会の人数「327」を「326」に、訓練・講習の人数「1,324」を「1,339」に、火災予防災害対策等「1,208」を「982」に、合計「319」を「2,807」に訂正をお願いいたします。

次に、144ページをお開きください。

1目教育委員会費5河北町人材育成奨学金給付事業の説明で「河北町人材育成及び起業支援基金を基に」とある冒頭の箇所ですが、削除をお願いいたします。

以上でございます。

なお、許可をいただいた後、シールを貼らせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○丹野貞子議長 主要な施策の成果に関する説明書については、ただいま説明がありましたとおり訂正されたものを原案とすることについて異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、主要な施策の成果に関する説明書については、訂正されたものを原案とすることにいたします。

ここで訂正を行いますので、主要な施策の

成果に関する説明書を机の上に置いてくださるようお願いいたします。

それでは、ここで11時25分まで休憩します。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時24分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

議長から申し上げます。

先ほどの10番林議員の一般質問の中で、誤った発言をしたので発言を取り消したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

「10番林智議員」

○10番（林智議員） 先ほどの一般質問の発言の中で、大学研究室の方が当町を訪れた際、当町に対し共同研究の申出及び対応等、その後についての発言の中で、事実の確認もせず不適切な発言をしたことを、その内容について取消しさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○丹野貞子議長 ただいまの説明のとおり発言の一部を取り消すことに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、申出の部分の発言を取り消すことに決定しました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休 憩 午前11時25分

再 開 午後1時00分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

日程第2、議案の審議、採決を行います。

議事の都合上、

議第49号 令和5年度河北町一般会計歳入歳出決算認定について

議第50号 令和5年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第51号 令和5年度河北町西里財産区

特別会計歳入歳出決算認定について

議第52号 令和5年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第53号 令和5年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第54号 令和5年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第55号 令和5年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議第56号 令和5年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について

以上8議案を一括議題とします。

ここで一般会計及び特別会計決算について会計管理者から説明を求めます。

「軽部会計管理者」

○軽部昭博会計管理者兼会計課長 議長の指名により、令和5年度河北町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、お手元に配付しております決算書によりご説明申し上げます。

なお、各会計にわたって合計のみの説明とさせていただきます。

初めに、一般会計の歳入歳出について申し上げます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入合計について申し上げます。

予算現額112億4,430万9,130円、調定額111億3,479万1,978円、収入済額110億3,665万7,601円、不納欠損額223万1,237円、収入未済額9,590万3,140円です。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

歳出合計について申し上げます。

予算現額112億4,430万9,130円、支出済額107億2,168万1,312円、翌年度繰越額1億5,289万6,000円、不用額3億6,973万1,818円で、予算現額に対する執行率は95.4%となります。

以上の結果、歳入歳出差引残額は3億1,497万6,289円です。そのうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は2億3,000万円となります。

次に、146ページをお開きください。

実質収支に関する調書につきまして申し上げます。

歳入歳出差引額3億1,497万6,289円、翌年度へ繰り越すべき財源のうち繰越明許費繰越額2,297万5,300円で、実質収支額2億9,200万989円です。そのうち基金繰入額は2億3,000万円です。

次に、国民健康保険特別会計の歳入歳出について申し上げます。

148ページ、149ページをお開きください。

歳入合計につきまして申し上げます。

予算現額21億7,080万5,000円、調定額19億4,081万9,778円、収入済額19億408万1,637円、不納欠損額61万8,740円、収入未済額3,611万9,401円です。

152ページ、153ページをお開きください。

歳出合計について申し上げます。

予算現額21億7,080万5,000円、支出済額18億3,795万57円、不用額3億3,285万4,943円です。

以上の結果、歳入歳出差引残額は6,613万1,580円で、うち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は3,500万円です。

174ページをお開きください。

実質収支に関する調書について申し上げます。

歳入歳出差引額6,613万1,580円、実質収支

額も同額で、うち基金繰入額は3,500万円です。

次に、西里財産区特別会計の歳入歳出について申し上げます。

176ページ、177ページをお開きください。

歳入合計について申し上げます。

予算現額90万3,000円、調定額57万2,772円、収入済額も同額です。

178ページ、179ページをお開きください。

歳出合計について申し上げます。

予算現額90万3,000円、支出済額56万2,772円、不用額34万228円です。

以上の結果、歳入歳出差引残額は1万円です。

186ページをお開きください。

実質収支に関する調書について申し上げます。

歳入歳出差引額は1万円、実質収支額も同額です。

次に、農業集落排水事業特別会計の歳入歳出について申し上げます。

188ページ、189ページをお開きください。

歳入合計について申し上げます。

予算現額2,902万7,000円、調定額2,922万257円、収入済額2,826万8,668円、収入未済額95万1,589円です。

190ページ、191ページをお開きください。

歳出合計について申し上げます。

予算現額2,902万7,000円、支出済額2,555万5,952円、不用額347万1,048円です。

以上の結果、歳入歳出差引残額は271万2,716円です。

なお、この残額は、農業集落排水事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による河北町下水道事業会計に引き継ぐこととなります。

198ページをお開きください。

実質収支に関する調書について申し上げます。

す。

歳入歳出差引額271万2,716円、実質収支額も同額です。

次に、公共下水道事業特別会計の歳入歳出について申し上げます。

200ページ、201ページをお開きください。

歳入合計について申し上げます。

予算現額8億6,004万3,000円、調定額8億7,746万4,065円、収入済額8億3,153万360円、不納欠損額328万3,808円、収入未済額4,264万9,897円です。

202ページ、203ページをお開きください。

歳出合計について申し上げます。

予算現額8億6,004万3,000円、支出済額8億721万2,444円、不用額5,283万556円です。

以上の結果、歳入歳出差引残額は2,431万7,916円です。

なお、この残額は、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による河北町下水道事業会計に引き継ぐこととなります。

214ページをお開きください。

実質収支に関する調書につきまして申し上げます。

歳入歳出差引額2,431万7,916円、実質収支額も同額です。

次に、介護保険特別会計の歳入歳出について申し上げます。

216ページ、217ページをお開きください。

歳入合計について申し上げます。

予算現額24億4,635万4,000円、調定額24億6,137万2,913円、収入済額24億5,969万5,196円、不納欠損額28万8,869円、収入未済額138万8,848円です。

220ページ、221ページをお開きください。

歳出合計について申し上げます。

予算現額24億4,635万4,000円、支出済額24億437万7,630円、不用額4,197万6,370円で

す。

以上の結果、歳入歳出差引残額は5,531万7,566円で、うち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1,823万7,271円です。

242ページをお開きください。

実質収支に関する調書について申し上げます。

歳入歳出差引額5,531万7,566円、実質収支額も同額で、うち基金繰入額は1,823万7,271円です。

次に、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出について申し上げます。

244ページ、245ページをお開きください。

歳入合計について申し上げます。

予算現額2億6,422万9,000円、調定額2億6,806万5,633円、収入済額2億6,815万5,433円、不納欠損額1,000円、収入未済額マイナス9万8,000円です。

246ページ、247ページをお開きください。

歳出合計について申し上げます。

予算現額2億6,422万9,000円、支出済額2億6,381万113円、不用額41万8,887円です。

以上の結果、歳入歳出差引残額は434万5,320円です。

256ページをお開きください。

実質収支に関する調書につきまして申し上げます。

歳入歳出差引額434万5,320円、実質収支額も同額です。

次に、財産に関する調書について申し上げます。

258ページから262ページまでは、公有財産、物品、基金について記載しております。その内訳を263ページから280ページまでに記載しております。内容等の説明については省略させていただきます。

以上、令和5年度の一般会計及び特別会計

歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○丹野貞子議長** 以上で会計管理者の説明を終わります。

続いて、水道事業会計決算について、上下水道課長から説明を求めます。

「大泉上下水道課長」

**○大泉正博上下水道課長** それでは、議長の指名により、令和5年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算につきまして、お手元に配付しております決算書によりご説明申し上げます。

決算の概要につきましては、さきに町長からご説明を申し上げましたので、ここでは決算書の項目に従って計数的なことについて申し上げます。

また、決算書の1ページから4ページまでの決算報告書は消費税を含んだ金額であり、5ページから9ページまでの損益計算書等の財務諸表は消費税を除いた金額であります。

初めに、決算報告書について申し上げます。

1ページ、2ページをお開きください。

収益的収入及び支出であります。

予算額に対し決算額は、収入で383万7,789円下回り、支出で2,080万5,341円の不用額となりました。

その主な理由は、収入については営業収益では給水収益が減少したこと、支出については営業費用における委託料及び動力費等が見込みよりも減少したことなどによります。

その結果、事業収益の総額は5億2,151万3,211円、事業費用の総額は4億8,178万4,659円で、収支差引額は3,972万8,552円となり、収益が費用を上回りました。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出であります。

予算額に対し決算額は、収入で1,078万7,700円下回り、支出で2,647万9,014円の不用額となりました。

その主な理由は、収入については配水管移設工事負担金が見込みより減少したこと、支出については工事請負費が見込みより減少したことなどによります。

その結果、収入総額は2,783万3,300円、支出総額は1億7,128万4,986円となり、収支差引額は1億4,345万1,686円の資金不足となりました。

なお、この不足額につきましては、本表末尾記載のとおり当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填しております。

次に、5ページをお開きください。

損益計算書について申し上げます。

本表は、令和5年度における水道事業の営業活動の成果を表すものであります。

1の営業収益は、水道料金である給水収益新規給水工事の分岐料である受託工事収益、工事負担金、その他営業収益などで、収入総額は4億3,337万183円であります。

2の営業費用は、受水から給水までの水道事業管理経費である浄水及び配給水費や受託工事費、施設の減価償却費などで、支出総額は4億3,898万7,495円であります。

その結果、収支差引き561万7,312円の営業損失であります。

3の営業外収益は受取利息や会計処理上の長期前受金戻入益、不用品売却収益等の雑収益で4,779万9,563円であります。

4の営業外費用は企業債に係る支払利息と雑支出で1,054万5,069円となりますので、営業外における収支差引額は3,725万4,494円の利益となりました。これを先ほどの営

業損失と合わせました経常利益は3,163万7,182円であります。

以上の結果、当年度純利益は経常利益と同額の3,163万7,182円であります。

次に、6ページをお開きください。

剰余金計算書について申し上げます。

初めに、前年度末残高及び前年度処分額につきましては、昨年の9月定例会において議決いただきました令和4年度河北町水道事業貸借対照表及び令和4年度水道事業剰余金処分計算書から転記した金額であります。

当年度変動額につきましては、減債積立金を取り崩した5,702万4,339円と当年度純利益の3,163万7,182円をそれぞれ計上したものであります。

未処分利益剰余金合計は8,866万1,521円となり、利益剰余金合計は3億9,998万884円となりました。

次に、7ページの剰余金処分計算書(案)について申し上げます。

当年度未処分利益剰余金8,866万1,521円につきましては、1,563万7,182円を減債積立金に、1,600万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、5,702万4,339円を資本金に組み入れたいと考えております。よって、処分後残高の繰越利益剰余金はゼロ円となります。

次に、8ページをお開きください。

貸借対照表について申し上げます。

初めに、資産の部1の固定資産につきましては、年度末現在高から各資産の減価償却累計額を差し引いた有形固定資産の合計額で29億7,190万6,654円であります。無形固定資産は電話加入権の30万9,400円で、固定資産の合計は29億7,221万6,054円であります。

2の流動資産は、現金預金、未収金及び貯

蔵品などで合計は12億130万8,268円であり

ます。以上、固定資産と流動資産を合わせました資産合計は41億7,352万4,322円であります。

次に、9ページをお開きください。

負債の部3の固定負債につきましては、令和7年度以降に返済予定の企業債と修繕引当金との合計で4億2,974万9,745円あります。

4の流動負債は、令和6年度に返済予定の企業債、引当金、未払金、前受金及び預り金などの合計で1億4,956万2,224円あります。

5の繰延収益は、長期前受金から長期前受金収益化累計額を減額したもので5億1,805万1,935円あります。

以上、固定負債、流動負債及び繰延収益を合わせました負債合計は10億9,736万3,904円あります。

次に、資本の部6の資本金につきましては、自己資本で26億4,148万6,815円あります。

7の剰余金は、先ほどの6ページの剰余金計算書にも記載しておりますが、資本剰余金が3,469万2,719円、利益剰余金合計が3億9,998万884円で、剰余金合計は4億3,467万3,603円あります。

以上のことから、資本金と剰余金を合わせました資本合計は30億7,616万418円となり、負債と資本を合わせました負債資本合計は41億7,352万4,322円となりました。

以上が令和5年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算の概要であります。

なお、12ページ以降に決算書附属資料を添付しておりますので、ご覧いただきまして説明は省略させていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

**○丹野貞子議長** 以上で上下水道課長の説明を終わります。

ここで監査委員から決算審査の経過と結果について報告を求めます。

「清野一晴監査委員」

**○清野一晴監査委員** それでは、私から令和5年度河北町決算審査の経過と結果について申し上げます。

町長から審査に付託されました令和5年度一般会計各特別会計及び水道事業会計決算並びに基金の運用につきまして、漆山光春監査委員と共に7月16日から7月30日までの期間において決算書、関係書類、関係諸帳簿等を照合し、さらに関係職員の説明を求め、詳細に審査いたしました。

その概要については、皆様のお手元の令和5年度河北町決算審査意見書に記載しておりますので、数字等の説明を省略させていただき、審査の結果についてご報告を申し上げます。

それでは、一般会計及び各特別会計の審査の結果について申し上げます。

21ページをお開きいただきたいと思います。

審査の結果、総体的に、法令、条例及び規則に準拠し処理されており、予算の執行も適正であると認めます。

なお、次の事項について今後一層努力されることを望みます。

#### 1、持続可能な行財政の運営。

(1) 人口減少、少子高齢化の進展による社会保障関係経費等がますます増加傾向にある中、また、役場の新庁舎建設後にあって持続可能な財政基盤を確立した行財政の運営が不可欠である。激甚化する自然災害や新型コロナウイルス感染症の第5類移行後の対応は重要な課題であると同時に、デジタルトランスフォーメーションやグリーントランスフォーメーション等、社会情勢の変化に対応しながら河北町総合戦略を推進していく必要があり、町民の生活安定、交流人

口・関係人口の拡大及び地域産業のさらなる発展のため、引き続き自主性・自立性の高い行財政運営に取り組まれない。

(2) 財政の健全化を判断する指標では、経常収支比率速報値が95.3%と増加傾向にあり、経常的経費、義務的経費の割合が高まることは、財政の硬直化が進むことになり注意が必要である。財政調整基金残高は前年度比1億1,800万円増加し8億3,500万円となり、実質公債費比率は9.1%、前年度比0.3ポイント上昇、将来負担比率は17.5%、前年度比11.6ポイント低下となっており、今後、新庁舎建設の債務元金返済の据置期間が終了し、返済が始まる中、各種事業推進のための計画的な財源確保と安定した財政運営が何よりも重要である。

#### 2、関係各課が連携した事業推進。

各課で所管している事業を効果的に推進する上で、空き家対策、町の発信PR、子育て支援、農商工連携、谷地高支援事業など関係各課の連携が不可欠な事業が多く、担当課で完結することなく、これまで以上の緊密な連携により大きな事業成果に結びつけることを望む。

#### 3、職員の能力を発揮できる職場環境づくり。

事業推進事務執行に当たり、各課長のマネジメントの下、職員一人一人がコスト意識を持って働き方改革を多角的に進め、前例にとらわれず事務の効率化と時間外勤務の縮減及び職員の持てる能力を最大限に発揮できる環境づくりに取り組まれない。

続きまして、水道事業会計の決算の審査の結果について申し上げます。

水道事業会計9ページをお開きいただきたいと思います。

審査の結果、総体的に、法令、条例及び規則に準拠し処理されており、予算の執行も

適正であると認めます。

なお、次の事項について今後一層努力されることを望みます。

公営企業法を適用している水道事業の資金不足は生じていない。また、経常収支比率は100%を超え、経常収益は黒字となっているが、当該比率は年々減少しており、収益性を示す営業収支比率は100%を切り、営業収益が初めてマイナスとなった。給水人口と大口需要者による使用水量が減少する傾向は今後とも続くと予想され、管路の老朽化と相まって有収水量の減少が続き、厳しい経営状況に置かれていると言える。漏水対策など有収率の改善、未収金対策及び管理費用等縮減の計画的な取組が必要である。令和5年度から公営企業会計に移行している農業集落排水事業、公共下水道事業とともに住民のライフラインとして必要な住民サービスを安定的に提供できるよう、中長期的な経営戦略を持って持続的かつ適正な財政運営をされたい。

以上、ご報告申し上げます。

**○丹野貞子議長** 以上で監査委員の報告を終わります。

**○丹野貞子議長** 日程第3、決算審査特別委員会の設置構成及び決算議案の特別委員会付託であります。

お諮りします。

ただいま議題に供しました議第49号から議第56号までの8議案については、議長を除く議会議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をお願いしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議第49号から議第56号までの8議案については、議長を除く全議員で構成す

る決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

決算審査特別委員会が終了するまで本会議を休会したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会が終了するまで本会議を休会することに決定しました。

これにて本会議を休会とします。

午後1時31分 休会

